



⑤ サービス利用計画の作成

利用できるサービスの量や申請者の要望などをもとに、相談支援事業者と相談しながら必要に応じてサービス利用計画を作成します。



⑥ サービスの利用開始

公平な負担の仕組み

サービス量と所得に応じた負担

サービスの利用量と負担能力に応じて、自己負担額が変わる仕組みになっています。つまり、所得に応じた一定の限度額の中で、サービスの利用量が増えれば負担も増える仕組みです。

負担軽減のための配慮

- ・ 利用者の所得に応じて負担上限額を設定
- ・ 所得が低い方で資産が一定額以下の方は負担額上限額をさらに減額
- ・ 負担額を払うことにより生活保護対象者となる場合はさらに負担額を減額など

在宅と施設のバランス

施設利用者は、光熱水費や食費が在宅生活者と同様に実費負担となります。ただし、所得に応じて負担を軽減するための処置も考えられています。

また、知的障害者の入所者について、他法の施設と公平化をはかるため医療費の助成が廃止されます。

ご注意ください

身体障害者(児)、知的障害者(児)、精神障害者のホームヘルプサービス、デイサービスなどの居宅系サービスや育成医療、更生医療、精神障害者通院医療費公費負担制度について、**現在ご利用されている方は3月中に継続の手続きを済ませる必要があります。**詳しくは利用されている施設、病院、保健所や役場福祉課窓口までお問い合わせください。

※ なお、サービスや制度について開始時期が異なったり、詳細については現在検討中の部分もあります。

問い合わせ

役場福祉課 生活・障害福祉係

☎ 984-4112

認知症対応型共同生活介護(グループホーム)の開設事業者募集のお知らせ

松前町では、「松前町老人福祉計画(第3期介護保険事業計画)」(計画期間平成18年度～平成20年度)において、認知症対応型共同生活介護事業所(グループホーム)1か所の開設を見込んでいます。利用者が安心して生活できるような質の高いサービスを町民の皆さんに提供するため、認知症対応型共同生活介護事業所(グループホーム)の建設・運営を行う事業者を募集します。

員、設備及び運営に関する基準」等の条件を満たすこと。

- (4) 施設建設にかかる費用については事業者負担とする。
- (5) 運営は、介護報酬及び利用者の自己負担による自主運営とし、町は運営補助をしない。

1 応募資格

法人であること
(ただし、農地組合法人以外)

2 募集する事業内容

認知症対応型共同生活介護
(グループホーム)

1箇所 2ユニット(定員18名)

3 施設整備及び運営に関する主な条件

- (1) 平成18年度中に運営できること。
- (2) 施設建設については、関係法令を遵守すること。
- (3) 施設の設備・運営等については、介護保険法及び厚生労働省令「指定居宅サービス等の事業の人

4 費用負担

この応募における資料提出等に係る費用については、各応募事業者の負担とします。

5 応募方法

介護保険課窓口で配布する(郵送不可)「認知症高齢者共同生活介護(グループホーム)整備・運営事業者公募要項」に記載する書類を提出してください。

要項配布 3月1日(水)～(執務期間中)
提出期間 4月5日(水)～4月14日(金)
(土、日、祝日を除く)

問い合わせ

役場介護保険課 介護保険係

☎ 985-4115

